

## 第十六節 各 種 届

出願をした後、手続をした者がその名義、代理人等を変更したときは、遅滞なくその旨を届け出なければなりません。

### I 出願人名義変更届

出願後における特許等を受ける権利の承継は、相続その他の一般承継を除き、特許庁長官に届け出なければ、その効力は生じません。（特34(4)、実11(2)）

特許等を受ける権利について相続その他の一般承継があったときは、承継人は遅滞なくその旨を特許庁長官に届け出なければなりません。（特34(5)、実11(2)）

特施規様式第18（第12条関係）

【書類名】	出願人名義変更届
(【提出日】	令和 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【承継人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	
(【国籍・地域】)	
【承継人代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【譲渡人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【譲渡人代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
(【手数料の表示】)	
(【予納台帳番号】)	
(【納付金額】)	

←

代理人手続であって、承継人が法人の場合  
にあっては、【代表者】の欄は不要です。

↑

一般承継による出願人名義変更又は承継人が届出する  
場合は、この項目を設ける必要はありません。

【その他】譲渡人の手続である。

譲渡人が届出する場合は、【その他】の欄に譲渡人手続である旨を記載してください。

【提出物件の目録】

【物件名】 権利の承継を証明する書面 1  
【物件名】 ( )

〔備考〕

- 1 特許法第34条第5項の規定により届出をするときは、「【書類名】」を「出願人名義変更届（一般承継）」とする。この場合において、「【譲渡人】」の欄は設けるには及ばない。
- 2 特許法第34条第5項の規定により届出をするときは特許印紙は不要とする。その他の場合において、特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧して記載し、特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。備考17及び18に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。
- 3 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したとき（備考18に該当するときを除く。）は、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 4 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、承継人が法人であつて、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 5 「【承継人】」、「【譲渡人】」、「【承継人代理人】」又は「【譲渡人代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」）の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、承継人、譲渡人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 6 承継人が外国人であつて住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、承継人が外国人であつて氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

- 7 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 8 承継人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考7に該当するときは除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。
- 9 「（【国籍・地域】）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。
- 10 承継人が特許を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【承継人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて第26条第1項各号の事項を記載する。
- 11 第27条第1項の規定により、届出人の権利について持分を記載するときは、「【承継人】」の次に「【持分】」の欄を設けて、「○/○」のように分数で記載する。この場合において、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法（明治29年法律第89号）第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあっては「○○の持分は、○○投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあっては「○○の持分は、○○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあっては「○○の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。
- 12 「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」又は「【譲渡人代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

**【承継人】**

**【識別番号】**

**【住所又は居所】**

**【氏名又は名称】**

**（【国籍・地域】）**

**【承継人】**

**【識別番号】**

**【住所又は居所】**

**【氏名又は名称】**

**（【国籍・地域】）**

**【承継人代理人】**

**【識別番号】**

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【承継人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 13 承継人について代理人の選任の届出を特許を受ける権利の承継の届出と同時にするときは、  
「【承継人代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 14 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金によ

り手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

15 譲渡人だけで届け出るときは、承継人の「【代表者】」（承継人が法人の場合に限る。）及び「【承継人代理人】」の欄は不要とし、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「譲渡人の手続である。」のように記載する。承継人だけで届け出るときは、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。

16 第27条第1項の規定により、特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。

17 第12条第2項の規定により、2以上の特許を受ける権利の承継の届出をするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該届出に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

**【別紙】**

特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、  
特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、

18 第12条第3項の規定により届出と申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。

イ 「【書類名】」を「特許出願人名義変更届及び移転登録申請書」とする（ホに該当するときを除く。）。

ロ 「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【特許出願人名義変更届に係る事件の表示】」及び「【移転登録申請に係る特許番号】」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び申請に係る特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

**【特許出願人名義変更届に係る事件の表示】**

特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、  
特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、

**【移転登録申請に係る特許番号】**

特許第○○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○○号、  
特許第○○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○○号、

ハ 「【事件の表示】」の欄の次に「【登録の目的】」の欄を設けて、「本特許権の移転」のように記載する。

ニ 「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人（登録権利者）】」、「【承継人及び申請人（登録権利者）代理人】」、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）】」及び「【譲渡人及び申請人（登録義務者）代理人】」とする（ホに該当するときを除く。）。この場合において、承継人及び登録権

利者だけで届出及び申請をするときは、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）】」を「【譲渡人及び登録義務者】」とし、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）代理人】」の欄は設けるに及ばない。譲渡人及び登録義務者だけで届出及び申請をするときは、「【承継人及び申請人（登録権利者）】」を「【承継人及び登録権利者】」とし、「【承継人及び申請人（登録権利者）代理人】」の欄は設けるには及ばない。

ホ 相続その他の一般承継による届出及び申請をするときは、「【書類名】」を「特許出願人名義変更届及び移転登録申請書（一般承継）」とし、「【承継人】」及び「【承継人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人】」及び「【承継人及び申請人代理人】」とし、「【事件の表示】」の欄の次に「【被承継人の表示】」の欄を設け、その欄に「【住所（居所）】」及び「【氏名（名称）】」の欄を設けて、被承継人の住所（居所）及び氏名（名称）を記載し、その次に「【登録の目的】」の欄を設ける。この場合において、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。

へ 特許印紙及び収入印紙（登録免許税の納付に係るもの。）は別の用紙に区別してはるものとし、それぞれの印紙の上には、「手数料 円」、「登録免許税 円」のように、その印紙の合計額を記載する。

ト 特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に、「【物件名】」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を記載する。また、2以上の書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

19 第5条第1項に規定する「権利の承継を証明する書面」は、売買、贈与等によるときは「譲渡証書」等、相続によるときは「戸籍の謄本」及び「住民票」等、法人の合併によるときは「登記事項証明書」等とする。「譲渡証書」等には、譲渡人が記名し、印（本人確認できるものとする。この様式において同じ。）を押さなければならない。

20 第6条に規定する「許可、認可、同意若しくは承諾を証明する書面」又は第27条第1項に規定する「持分について証明する書面」には、その作成者が記名し、印を押さなければならない。

21 相続その他の一般承継による届出をする場合の「権利の承継を証明する書面」について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、登記事項証明書を添付することを要しないこととする場合において、【承継人】の欄に記載した法人以外の法人に係る「登記事項証明書」について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表第3号下欄に掲げる措置を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地を提供するときは「〇〇株式会社、〇〇県・・・・」、商業登記法（昭

和38年法律第125号) 第7条に規定する会社法人等番号を提供するときは「商業登記法に規定する会社法人等番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」のように記載する。

- 22 法人の合併又は分割による特許を受ける権利の承継の届出をする場合において、被承継人と承継人との間に合併及び分割又は複数の分割の事実があるときは、当該届出に係る承継の事実を、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「令和〇〇年〇〇月〇〇日の会社分割による承継」のように記載する。
- 23 その他は、様式第2の備考1から5まで、10、12、16、17及び21から25まで、様式第4の備考1、2及び4並びに様式第9の備考9と同様とする。

## Ⅱ 代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅）届及び代理人受任（辞任）届

### 1. 代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅）届

手続をした者が、代理人の選任又は変更若しくはその代理権の内容の変更又はその消滅を届け出るときは、特施規様式第9によりしなければなりません。

### 2. 代理人受任（辞任）届

手続をした者の代理人が、代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したことを届け出るときは、特施規様式第11によりしなければなりません。

#### 特施規様式第9（第9条の2関係）

【書類名】	代理人選任届
(【提出日】	令和 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿 (特許庁審判長 殿)
【事件の表示】	
【出願番号】	
【手続をした者】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	←
【届出の内容】	
【選任した代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【提出物件の目録】	
【物件名】	代理人の選任を証明する書面 1
【物件名】	( )

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

- 1 復代理人の選任を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理人選任届」とし、「【手続をした者】」の次に「【代理人】」、「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設け（備考2、3又は4の復代理人に係る手続において同様とする。）、復代理人

を選任した代理人を記載し、「【届出の内容】」の欄は「【選任した代理人】」を「【選任した復代理人】」とし選任した復代理人を記載する。

- 2 代理人の変更を届け出るときは、「【書類名】」を「代理人変更届」とし、「【届出の内容】」の欄の選任した代理人の「【氏名又は名称】」の次に「【代理権の消滅した代理人】」、「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて、代理権の消滅した代理人を記載する。復代理人の変更を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理人変更届」とし、「【届出の内容】」の欄の選任した復代理人の「【氏名又は名称】」の次に「【代理権の消滅した復代理人】」、「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて、代理権の消滅した復代理人を記載する。
- 3 代理権の内容の変更について届け出るときは、「【書類名】」を「代理権変更届」とし、「【届出の内容】」の欄には、その変更の内容を記載し、「【選任した代理人】」を「【代理権を変更した代理人】」として代理権を変更した代理人を記載する。復代理人の代理権の内容の変更について届け出るときは、「【書類名】」を「復代理権変更届」とし、「【届出の内容】」の欄には、その変更の内容を記載し、「【選任した代理人】」を「【代理権を変更した復代理人】」とし代理権を変更した復代理人を記載する。
- 4 代理権の消滅を届け出るときは、「【書類名】」を「代理権消滅届」とし、「【届出の内容】」の欄の「【選任した代理人】」を「【代理権の消滅した代理人】」として代理権の消滅した代理人を記載する。復代理人の代理権の消滅を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理権消滅届」とし、「【届出の内容】」の欄の、「【選任した代理人】」を「【代理権の消滅した復代理人】」とし代理権の消滅した復代理人を記載する。
- 5 復代理人の選任若しくは変更又は復代理権の変更若しくは消滅を復代理人が届け出るときは、「【届出の内容】」の次の「【代理人】」を「【復代理人】」とし当該代理人を記載する。
- 6 「【手続をした者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 7 「【届出の内容】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【届出の内容】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

8 第9条の2第3項の規定により、2以上の代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の届出を一の書面でするときは、次の要領で記載する。

イ 特許出願人が届出をするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該届出に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、

特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、

ロ 特許出願人及び特許権者が届出をするときは、「【手続をした者】」の欄を「【手続をした者及び特許権者】」とし、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【届出に係る事件の表示】」及び「【届出に係る特許番号】」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

【届出に係る事件の表示】

特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、

特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、

【届出に係る特許番号】

特許第○○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○○号、

特許第○○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○○号、

9 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

10 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで並びに様式第4の備考1、2及び4と同様とする。



4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考1、2及び4並びに様式第9の備考6、8及び9と同様とする。この場合において、様式第2の備考16中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する（弁理士法施行令（平成12年政令第384号）第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求をする場合を除く。）」とあるのは「記載する」と、様式第9の備考8中「代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅」とあるのは「代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したこと」と読み替えるものとする。

### Ⅲ 代表者選定届

2人以上の者が共同して手続をした場合において、特許法第14条ただし書の規定による代表者選定の届出をするときは、願書等にその旨を記載するか、届出書にその旨を記載し、その事実を証明する書面を提出します（特施規8）。

届出書によるときは、次の様式により作成します。

特施規様式第4（第8条関係）

【書類名】	代表者選定届
(【提出日】	令和 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿 (特許庁審判長 殿)
【事件の表示】	
【出願番号】	
【代表者】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	←
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【提出物件の目録】	
【物件名】	代表者であることを証明する書面 1
【物件名】	( )

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

[備考]

- 1 「【あて先】」は、審判に係属中の場合は特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。
- 2 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。
  - イ 「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○」のように特許出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。
  - ロ 国際特許出願について、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を、「【国際出願番号】」とし、「PCT/○○○○/○○○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」と記載する。
  - ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設

けて、「不服〇〇〇〇－〇〇〇〇〇」のように当該審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」には、出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。

3 「代表者であることを証明する書面」は、なるべく次の文例により作成する。

(文例)

代 表 者 選 定 証	
令和 年 月 日	
住 所 (居所)	
代表者	殿
	住 所 (居所)
	特許出願人
	住 所 (居所)
	特許出願人
下記の発明に関する手続については、貴殿を代表者に選定したことに相違ありません。	
記	
1	事件の表示
2	発明の名称

4 第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

5 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで、22から25までと同様とする。

#### IV 出願の取下げ、放棄

出願人は、出願をしてから事件が特許庁に係属している間、出願の取下げ又は放棄をすることができます。共同出願の場合は、全員で手続しなければならず（特14）、代理人により手続をするときは、特別な授權を得なければ手続をすることができません。（特9）

また、特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その特許出願の取下げ又は放棄をすることができます。（特38の5）

出願の取下（放棄）書は、次の様式により作成します。

特施規様式第40（第28条の3関係）

【書類名】	出願取下書
（【提出日】	令和 年 月 日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【特許出願人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	←
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から26まで、様式第4の備考2並びに様式第38の備考1及び2と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「（【手数料の表示】）」とあるのは「【代理人】」と読み替えるものとする。

特施規様式第38（第28条の2 関係）

【書類名】	出願放棄書
（【提出日】	令和 年 月 日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【特許出願人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	←
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

1 「【特許出願人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

    【特許出願人】  
        【識別番号】  
        【住所又は居所】  
        【氏名又は名称】

    【特許出願人】  
        【識別番号】  
        【住所又は居所】  
        【氏名又は名称】

2 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【代理人】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

    【包括委任状番号】  
    【包括委任状番号】

3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から26まで並びに様式第4の備考2と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「（【手数料の表示】）」とあるのは「【代理人】」と読み替えるものとする。

## V 出願の早期公開

特許出願は、出願の日（優先権主張を伴う出願であるときは最先の出願の日、出願の日が遡及する出願であるときは原出願の日）から1年6月を経過した後に公開されますが、特許出願人は公開される前に早期公開の請求をすることができます（特64の2(1)）。

公開請求は取り下げることができません（特64の2(2)）。また、請求書の提出後に、出願が放棄、取り下げられても公開は行われ、出願の日から1年4月以内であっても、要約書の補正はできません（特17の3、特施規11の2の2）。

1. 次の各号に掲げる場合には出願の早期公開請求は認められません。

- ① 特許出願が公開されている場合（特64の2(1)①）
- ② パリ条約による優先権等の主張を伴う出願で証明書が提出されていない場合（特64の2(1)②）
- ③ 外国語書面出願で外国語書面の翻訳文が提出されていない場合（特64の2(1)③）
- ④ 出願人全員で請求していない場合（特14）
- ⑤ 請求に関する特別授権が証明されている代理人により手続されていない場合（特9）

2. 次の各号に掲げる場合には公開請求をした場合であっても、各号に示す期間中は公開されません。

- ① 特許庁長官が経済安全保障推進法第66条第1項本文若しくは同条第2項の規定による送付をする場合に該当しないと判断し、又は当該送付がされずに同条第1項本文に規定する期間が経過するまでの間
- ② 内閣総理大臣が保全指定をする必要がないと認めたとき、その旨を特許出願人及び特許庁長官に通知するまでの間
- ③ 内閣総理大臣が保全指定を解除したとき又は保全指定の期間が満了したとき、その旨を指定特許出願人及び特許庁長官に通知するまでの間

出願公開請求書は、次の様式により作成します。

特施規様式第50（第38条関係）

【書類名】	出願公開請求書
(【提出日】	令和 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	
【特許出願人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	←
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【提出物件の目録】	

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第9の備考9、様式第15の2の備考2並びに様式第31の5の備考1と同様とする。